第1章第5節第54の1の⑼を⑽とし、⑻の次に次のように加える。
⑼　資産除去債務
第1章第5節第54の2の⑯を⑰とし、⑮の次に次のように加え、同節第54を第55とする。
⑯　資産除去債務
第1章第5節第53の1中「(注37)」を「(注40)」に改め、同節第53の＜注37＞を＜注40＞とし、同節第53を第54とする。
第1章第5節第52を第53とし、同節第46から第51までを1ずつ繰り下げる。
第1章第4節第45中「(注36)」を「(注39)」に改め、同節第45の＜注36＞を＜注39＞とし、同節第45を第46とする。
第1章第4節第44を第45とする。
第1章第4節第43中「(注35)」を「(注38)」に改め、同節第43の＜注35＞を＜注38＞とし、同節第43を第44とする。
第1章第4節第42を第43とし、同節第41を第42とする。
第1章第4節第40の4中「(注34)」を「(注37)」に改め、同節第40の＜注34＞を＜注37＞とし、同節第40を第41とする。
第1章第4節第39を第40とする。
第1章第4節第38を第39とする。
第1章第3節第37の3中「(注32)(注33)」を「(注35)(注36)」に改め、同節第37の＜注33＞を＜注36＞とし、同節第37の＜注32＞を＜注35＞とし、同節第37を第38とする。
第1章第3節第36の次に次のように加える。

第37　資産除去債務に係る会計処理

1　資産除去債務は、有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって発生した時に負債として計上する。なお、資産除去債務の発生時に、当該債務の金額を合理的に見積もることができない場合には、これを計上せず、当該債務額を合理的に見積もることができるようになった時点で負債として計上するものとする。(注32)(注33)(注34)

2　資産除去債務はそれが発生した時に、有形固定資産の除去に要する割引前の将来キャッシュ・フローを見積り、割引後の金額（割引価値）で算定する。

3　資産除去債務に対応する除去費用は、資産除去債務を負債として計上した時に、当該負債の計上額と同額を、関連する有形固定資産の帳簿価額に加える。資産計上された資産除去債務に対応する除去費用は、減価償却を通じて、当該有形固定資産の残存耐用年数にわたり、各期に費用配分するものとする。

4　時の経過による資産除去債務の調整額は、その発生時の費用として処理する。当該調整額は、期首の負債の帳簿価額に当初負債計上時の割引率を乗じて算定するものとする。

＜注32＞資産除去債務について

1　資産除去債務とは、有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって生じ、当該有形固定資産の除去に関して法令又は契約で要求される法律上の義務及びそれに準ずるものをいう。この場合の法律上の義務及びそれに準ずるものには、有形固定資産を除去する義務のほか、有形固定資産の除去そのものは義務でなくとも、有形固定資産を除去する際に当該有形固定資産に使用されている有害物質等を法律等の要求による特別の方法で除去するという義務も含まれる。

2　有形固定資産の除去とは、有形固定資産を用役提供から除外することをいう（一時的に除外する場合を除く。）。除去の具体的な態様としては、売却、廃棄、リサイクルその他の方法による処分等が含まれるが、転用や用途変更は含まれない。

＜注33＞除去費用等の損益計算書上の表示について

1　資産計上された資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額は、当該資産除去債務に関連する有形固定資産の減価償却費と同じ区分に含めて計上する。

2　資産除去債務の履行時に認識される資産除去債務残高と資産除去債務の決済のために実際に支払われた額との差額は、原則として、当該資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額と同じ区分に含めて計上する。

＜注34＞資産除去債務に係る注記について

資産除去債務の会計処理に関連して、次の事項を注記する。

⑴　資産除去債務の内容についての簡潔な説明
⑵　支出発生までの見込期間、適用した割引率等の前提条件
⑶　資産除去債務の総額の期中における増減内容
⑷　資産除去債務の見積りを変更したときは、その変更の概要及び影響額
⑸　資産除去債務は発生しているが、その債務を合理的に見積もることができないため、貸借対照表に資産除去債務を計上していない場合には、当該資産除去債務の概要、合理的に見積もることができない旨及びその理由

第2章第2節第12の2の⑴中「第98」を「第100」に、「第108」を「第110」に改め、同節第12の2の⑷中「第96」を「第98」に改め、同節第12の2の⑼中「第81」を「第82」に改める。
第2章第2節第15の⑴中「第77」を「第78」に改め、同節第15の⑽を⑾とし、⑼の次に次のように加える。
⑽　資産除去債務。ただし、流動負債として計上されるものを除く。
第2章第2節第16の⑮を⑯とし、⑭の次に次のように加える。
⑮　資産除去債務で一年以内に履行が見込まれるもの
第2章第2節第19の＜注15＞の2の⑴中「第84」を「第85」に改め、同節第19の＜注15＞の2の⑷中「第77」を「第78」に改める。
第2章第2節第20の＜注16＞中「第84」を「第85」に改める。
第2章第2節第21の＜注17＞の⑴中「第84」を「第85」に改め、同節第21の＜注17＞に次のように加える。
⑷　「第88　特定施設である有形固定資産の除去費用等の会計処理」を行うこととされた除去費用等に係る減価償却相当額及び利息費用相当額
第2章第2節第24の⑵中「第84」を「第85」に改め、同節第24に次のように加える。
⑸　「第88　特定施設である有形固定資産の除去費用等の会計処理」を行うこととされた除去費用等に係る減価償却相当額及び利息費用相当額
第2章第3節第29の＜注25＞中「リース資産の表示方法」を「リース取引」に、「1　ファイナンス・リース取引」を「　　ファイナンス・リース取引」に改め、同節第29の＜注25＞の2を削る。
第2章第13節第7款第122の⑶のイ中「特定関連会社」を「関係会社」に改め、同款第122を第124とする。
第2章第13節第7款第121の2中「(注76)」を「(注82)」に改め、同款第121の＜注76＞を＜注82＞とし、同款第121を第123とする。
第2章第13節第7款第120中「第75」を「第76」に改め、同款第120を第122とする。
第2章第13節第6款第119の1中「(注75)」を「(注81)」に改め、同款第119の＜注75＞を＜注81＞とし、同款第119を第121とする。
第2章第13節第6款第118中「(注74)」を「(注80)」に改め、同款第118の＜注74＞を＜注80＞とし、同款第118を第120とする。